

第2回尾張旭市上下水道事業経営審議会要旨

- 1 開催日時
令和7年7月7日（月）
開会 午後3時
閉会 午後4時52分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂
- 3 出席者（委員）
伊藤雅一、利行淳、秋田一誠、稲山映子、伊里智裕、山本英明 6名
- 4 欠席者（委員）
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
上下水道部長 出口哲朗、経営政策課長 酒井直年、
経営政策課長補佐 久保佳子、経営政策課係長 天野佳子、
経営政策課副主幹 山本幸恵、経営政策課主査 青山卓矢、
上水道課長 渥美宏之、上水道課係長 北原邦泰、
下水道課長 望月滋之、下水道課係長 臼井政志、
浄化センター施設長 遠藤裕倫、浄化センター施設長補佐 白木雄介
- 7 議題等
〈水道事業〉
(1) 第1回会議の補足説明
(2) 料金改定案について
〈下水道事業〉
(1) 使用料改定案について
- 8 会議の要旨

事務局 （経営政策課長）	定刻となりましたので、只今から「第2回尾張旭市上下水道事業経営審議会」を始めさせていただきます。 最初に上下水道部長から挨拶申し上げます。
事務局 （上下水道部長）	（挨拶）
事務局 （経営政策課長）	会議に先立ち、連絡事項が2点ございますので説明させていただきます。 まず1点目は、「会議の公開について」でございます。 （説明） 次に、2点目として、本日の資料の確認をさせていただきます。 （説明）

	それでは、ここからの会議の進行は、会長をお願いします。
会長	(挨拶) それでは、次第の2「(1)第1回会議の補足説明」について、事務局から説明願います。
事務局 (上水道課係長)	(説明)
会長	ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。
委員	(質疑なし)
会長	続きまして、「(2)料金改定案」につきまして、事務局から説明願います。
事務局 (経営政策課係長)	(説明)
会長	ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御質問がありましたら、お願いいたします。
委員	・資料 P11 で料金算定期間を 4 年間としたのは、日本水道協会が策定する水道料金算定要領で「算定期間はおおむね将来の 3 年から 5 年を基準とする」としているため、その平均をとったという理解でよろしいですか。 →その通りです。また、前回の料金改定の際に算定期間を 4 年としていたことも理由の 1 つです。 ・資産維持費について、資産維持率を「水道料金算定要領」で標準としている 3 %ではなく、0. 5 %に設定した理由を明確に説明できるようにしておいた方がいいと思います。 →承知しました。 ・改定期を遅らせるほど改定率が高くなるのであれば、値上げをせざるを得ないと思いますが、一度値上げをするともう下がる見込みはないのですか。 →今回の料金改定算定期間が R 8 ～ 1 1 年の 4 年間のため、その後の経営状況を見ながら料金改定の必要性の判断をしていくこととなります。なお、来年秋頃に値上げ後の経営結果を報告させていただき、それ以降も継続して審議会を開催していく予定でありますので、料金の適正性等について引き続きご意見をいただければと思います。 ・尾張旭市は 1 0 0 % 県から受水しているため、県営水道の値上げの影響を直接受けることとなりますが、市から県へ値下げの要望等はしていますか。 →県営水道の値上げは物価高騰（電力料の高騰）が理由ですが、我々受水団体としても、急な値上げには対応できないため、話し合いを行った結果 2 回に時期を分けての値上げとなりました。

	・尾張旭市の前回の料金改定はいつ実施しましたか。 →平成14年に実施しております。県営水道も同年に値上げをしております、それが理由で本市も料金改定を行いました。 ・P11～12で、算定期間4年で9.9%以上の改定率が必要としていますが、利益が出れば利益剰余金として繰越すことができるため、改定率を高くすれば今後料金を改定しなくてよい期間が長くなるということですか。 →過剰に利益を上げることは公営企業として適切ではないため、適正な算定期間と料金設定が必要だと考えます。 ・尾張旭市は23年間値上げをしていませんが、前回の料金改定率を教えてください。 →9.15%です。検針・料金徴収業務を外部委託する等、経費の削減に取り組みながら、長期間値上げをすることなく経営を維持することができました。 ・現在も水道メーターの検針は検針員が行っていますか。 →現在は検針員が水道メーターを目視で確認しています。将来的にはスマートメーター（通信機能により訪問せずに検針可能）に代わっていく可能性がありますが、現時点では費用が高く、投資しても還元が見込めない状況ですので、今後、費用対効果をみながら検討していくこととなります。 ・23年間料金改定を行わなくても経営が維持できたのは、その間、物価がほとんど変わらなかったからです。長い間変わらなかった日本の物価が、現在どんどん上がっており、今後も上がっていく見込みのため、今後は、短い期間で料金改定について考える必要があるということは改定の際に市民にも周知していただきたいです。 →承知しました。
会長	それでは、事務局から説明の続きをお願いします。（資料P15～）
事務局 （経営政策課係長）	（説明）
会長	ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。
委員	・P28～29の逦増度について、均一料金制が原則であるものの、一般家庭への影響に配慮するため3.25とし区分別料金を設定したとありますが、そうすると使用量が少ない一般家庭にある程度の負担をしていただくことになるため、逦増度を現行の3.5でなく3.25とした理由がしっかりと説明できなければ市民からの同意を得るのは難しいと思います。 →市民への影響が大きくならないよう逦増料金制は維持しますが、均一料金制が原則であること、また、将来的な収益を考えると、大口使

	用者に比重を置くのではなく、一般家庭の方々にも負担をお願いしなければならないため、逡増度は現状より低くしていく必要があると考えております。 ・P25 で、口径 1 0 0 mm の料金算定期間の徴収件数が 2 8 8 件とありますが、大口径を使用しているのは工場のようなところですか。口径の違いは何によるものですか。 →水の使用が多いほど大口径の水道メーターを設置しています。 2 8 8 件というのは 1 ヶ月分を 1 件、年に 1 2 件とした 4 年間の件数のため、設置個数としては 6 個となります。ほとんどの一般家庭は口径 1 3 mm の水道メーターが設置されていますが、最近では口径 2 0 mm を設置する一般家庭が増えてきており、口径 1 3 ～ 2 0 mm の水道メーターの設置数は全体の約 9 8 % を占めています。 ・P30 で平均改定率は 1 1 % となるのですが、平均的な使用量の家庭の場合、何%ほどの改定率となりますか。 →使用状況によって異なりますが、例えば 4 人世帯、口径 2 0 mm で 5 0 m³/2 か月使用した場合、改定前の料金は 8, 3 6 0 円、改定後は 9, 2 4 0 円で改定率は 1 0. 5 % となります。 ・公表する際は、平均改定率を記載しますか。 →平均改定率は記載しますが、広報やホームページで周知する際に、一般的な家庭への影響額の目安となるものを記載したいと思います。
会長	続きまして、下水道事業の説明に移ります。「(1)使用料改定案」につきまして、事務局から説明願います。
事務局 (経営政策課長補佐)	(説明)
会長	ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御質問がありましたら、お願いいたします
委員	・減価償却費が少なめですが、建設改良費は十分な見積がされていますか。 →建設改良費としては R 8 ～ 1 3 年度までの西部 3 系増設の費用などを見込んでおり、それに伴い減価償却費が計上されるよう適正に見積もっております。
会長	それでは、事務局から説明の続きを願います。(資料 P11～)
事務局 (経営政策課長補佐)	(説明)
会長	ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。
委員	(質疑なし)
会長	それでは、事務局から説明の続きを願います。(資料 P17～)

事務局 (経営政策課長補佐)	(説明)
委員	・従量使用料単価の設定について、事務局としてはパターン1（全ての使用者の負担増加が均等）とパターン2（使用量が少ない方の負担が大きくなる）のどちらの考えですか。 →事務局としては、パターン1の方が使用者の理解をより得られると考えています。 ・一般会計からの基準外繰入をやめるから他市と比較して改定後の使用料がかなり高くなるのですか。基準外繰入について監査等から指摘があったのですか。 →汚水処理に係る経費は使用者負担が原則とされております。一般会計に頼らない自立した経営についての考え方が国から示されていますので、それに基づき基準外の繰入はせず使用料を改定することで将来にわたる下水道事業の安定的な経営を図っていきます。他市も、同様の考え方で経費回収率が100%になるように順次使用料改定をしており、将来的には本市と同水準の使用料になるところが増えると思われます。 ・今まで行ってきた基準外繰入について、国の方針に従いやめることとした理由はなんですか。使用料の上り幅が大きいため、そうなった経緯等を市民に説明した方がよいと思います。 →下水道事業は水道事業と違い、もともと企業会計ではなく特別会計であったため、市の政策として一般会計から税金が投入されていましたが、企業会計へ移行したことで、経営状況が明らかになり、使用料収入では賄えていないことが分かるようになりました。税金である一般会計からの繰入は、下水道使用者以外の方の税金も含まれることになり、公平性に欠けること、また、安定した経営を行うためには、基準外繰入金を解消し、自立した経営を行う必要があります。 ・段階的に使用料を改定するという考えはないですか。 →現在、本市の経費回収率は82.9%と割と高い方であるため、1回で行う考えです。 ・下水道を使用している人の割合を教えてください。 →下水道を利用できる状況である普及率は89.5%で、その約9割（全体の約8割）の方が実際に下水道を使用しています。 ・ほとんどの方が下水道を使用している状況でも、一般会計を繰入することはできないですか。 →あくまで収益的収支の基準外を解消するということで、基準内及び資本的収支の基準外は、引き続き繰入を行っていきます。 ・上水道料金の改定率9.9%と比べ、下水道使用料の改定率25.7%はとて大きく感じるため、段階的に改定することは難しいですか。

	→段階的に改定することでさらにコストが発生したり、改定率がより高くなってしまったりすることから、市民への影響がより少ない方法として1回での改定を考えています。 ・今回の料金改定については、最終的にどこで決定されるのですか。審議会での検討内容も反映されますか。 →審議会での結果を取りまとめた答申書を市長へ提出した後、それを基に事務局で条例改正案を作成し、12月議会で議決をいただく予定となっております。
会長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 全体を通しての御意見等がありましたら、お願いいたします。
委員	・小水力発電等、市として料金を上げない経営努力をしていますか。 →下水道では小水力発電をすることはできませんが、他市の例としては施設の屋上を利用した太陽光発電を実施しているところがありますので、今後は本市でも資産の有効利用ができたらと思います。 上水道事業では、県営水道からの余剰圧力を利用した「マイクロ水力発電」を民間が行っており、その土地の使用料、売電利益の一部が市の収入となっています。 最終的に改定が決まり料金改定の周知をする際に、市の経営努力についても発信していきます。 ・収支見通の中にも還元料などは盛り込まれていますか。 →すでに実施しているものについては見込まれています。
会長	最後に、次第3のその他につきまして、事務局から説明願います。
事務局 (経営政策課長)	(次回会議についての説明)
会長	ありがとうございました。 これをもちまして、第2回尾張旭市上下水道事業経営審議会を閉会といたします。 皆様、大変お疲れ様でした。